

## 2-5) 心身両面の健康管理

つらい避難生活による健康影響や放射線の影響に対する不安を取り除くためには、低線量被ばくの影響も含めた、しっかりとした健康管理が必要です。

全町民に対する総合的な健康管理体制を確立するとともに、健康や放射線に関する知識の普及・実践を促進し、心と身体の健康づくりを進めます。

施策と取組項目

| 施策                         | 取組項目  |
|----------------------------|---|
| (1) 総合的な健康づくりの推進           | ① 健康づくり推進のための総合保健計画策定<br>② 心のケア（心の復興）対策<br>③ 定期的ながん検診の実施・無料化<br>④ 健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備<br>⑤ 健康づくり事業の推進<br>⑥ ケア体制の充実強化<br>⑦ 健康づくりに関する人材の育成・確保 |
| (2) 詳細・綿密な放射線影響への対応        | ① 健康診断、健康管理調査の充実・強化<br>② 妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制<br>③ ホールボディカウンターによる内部被ばく測定<br>④ 個人線量計の配布   |
| (3) 放射線に関する情報提供、学習・理解の機会提供 | ① 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上<br>② 放射線関連の資格創設・町民の取得促進<br>③ 学校における放射線教育への取り組み   |

### (1) 総合的な健康づくりの推進

低線量被ばくの健康影響については、未だ科学的に解明されていない部分も少なくありません。しかし、日々の生活で健康に配慮し、適度な運動、栄養バランスのよい食事、元気で明るく和やかな暮らしを続けていくことが大切です。震災前から「健康のまち」であった檜葉町は、今後も、町民が元気に長生きできる町であることを目指し続けます。

#### ①健康づくり推進のための総合保健計画策定

檜葉町では、震災前からの取り組みとして「にこにこ健幸プラン」の策定中でした。これを見直し、新たに医療・福祉を視野に入れた幅広い観点から、避難生活や帰町に向けて、さらには帰町後の指針となる総合保健計画を策定します。またその際には、町民の主体的な参加による学習会などを通じて、「健康」に対する考え方の共通理解を深め、檜葉町民みんながそれぞれ健康について考えて取り組んでいく力を養います。

#### ②心のケア（心の復興）対策

地震と津波によって受けた被害や、原子力災害に伴う長期にわたる避難生活は、年齢・性別を問わず町民の心に大きな負担をもたらしています。すでに町では、専門家や関連ボランティア団

体などの協力を得た訪問・相談活動や、集い語り合う場の設置などを行って、こうした心のケアに関する取り組みを始めています。今後とも、これらの取り組みをより一層推進し、災害によって受けた心の痛手をゆっくりと癒していくための支援を続けます。

#### ③ 定期的ながん検診の実施・無料化

放射線の影響としてもっとも心配されるのは、がんの発病です。これまで行ってきた定期的ながん検診については、その受診者を増やすよう、県内外の避難先にいる町民も対象として、より一層の普及啓発に取り組みます。また、検診料金の無料化の継続についても検討し、その財源確保などを国に要望していきます。

#### ④ 健康管理システム（心と身体健康カルテ）の整備

健康診断やがん検診に加え、ホールボディカウンターによる内部被ばく検診、個人線量計の数値など、健康に関するさまざまなデータを一括して蓄積・管理することが、総合的な健康管理につながります。町民ひとりひとりの健康データを管理する「健康管理システム（心と身体健康カルテ）」を整備し、これを活用していきます。

なお、このシステムは個人単位の健康情報を管理するものですが、これと「被災者カルテ」などの情報を関連付けることにより、被災した町民の健康状態、住まいと生活の再建状況などをしっかりと見守る仕組みを構築していきます。

#### ⑤ 健康づくり事業の推進

これまでも、生活習慣病対策として、介護予防のための運動、体力測定や、作業療法・機能訓練などを実施してきました。こうした活動を中心として、住民の主体的な参加のもとで、元気になる健康づくりを推進します。

#### ⑥ ケア体制の充実強化

町民に対する適切な支援が可能となるよう、定期的に関係職員によるケア会議を開催して情報の共有化を図るとともに、勉強会の開催、研修会の受講などを通じて関係職員等の知識等を向上させます。また、保健福祉関連の専門職について、県外からの支援チームの活用、双葉郡内の町村における広域的な連携により、必要な人材を確保します。

#### ⑦ 健康づくりに関する人材の育成・確保

町民が参加する学習会の開催を通じて、さまざまな保健福祉医療分野の知識・技術を身につけ、自らの健康管理につなげるとともに、それを他の人の支援に役立てる人材を育成します。また、避難の経過に伴い住民構成に変化が生じることも予想されるため、その実情に合わせた新たな地区組織を育成していきます。

|                           | H24夏  |  | H26春  |  | H27春 |  |       |  |
|---------------------------|-------|--|-------|--|------|--|-------|--|
|                           | 準備第1期 |  | 準備第2期 |  | 帰町期  |  | 本格復興期 |  |
| ① 健康づくり推進のための総合保健計画策定     |       |  |       |  |      |  |       |  |
| ② 心のケア（心の復興）対策            |       |  |       |  |      |  |       |  |
| ③ 定期的ながん検診の実施・無料化         |       |  |       |  |      |  |       |  |
| ④ 健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備 |       |  |       |  |      |  |       |  |
| ⑤ 健康づくり事業の推進              |       |  |       |  |      |  |       |  |
| ⑥ ケア体制の充実強化               |       |  |       |  |      |  |       |  |
| ⑦ 健康づくりに関する人材の育成・確保       |       |  |       |  |      |  |       |  |

## （２）詳細・綿密な放射線影響への対応

放射線の影響を最小限にとどめ、健康上の問題を防止する上では、これを早期に発見するための健康診断等を推進していくとともに、町民ひとりひとりの被ばく線量を的確かつ継続的に把握して、これを健康管理へとつなげていくことが必要です。

### ①健康診断、健康管理調査の充実・強化

この災害を契機として、県が行う健康管理調査で検査項目の上乗せが実施されています。町の健康診断でこの上乗せ項目の実施を推進すると同時に、健康管理調査の回答率向上のため、県と連携しながら積極的な啓発活動に取り組みます。

### ②妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制

放射線の影響が心配される妊婦や乳幼児に対しては、重点的な健康診断の実施、相談体制の確立などについて検討します。

### ③ホールボディカウンターによる内部被ばく測定

関係機関と協力しつつ町が主体となって、希望される町民に対して、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施する体制を構築します。その中では、検査結果の判断基準、事後管理体制などの整備を国・県へ要望するとともに、測定結果をわかりやすく説明し相談対応を行う専門アドバイザーの配置なども検討します。

### ④個人線量計の配布

町民個々人が自らの外部被ばく線量を把握し、自らの手で管理していくため、個人線量計を配布するとともに、学習会を開催し、測定された放射線のデータに関する理解の促進に努めます。

|                         | H24夏  |   |       |   | H26春 |   |       |   | H27春  |   |       |   |
|-------------------------|-------|---|-------|---|------|---|-------|---|-------|---|-------|---|
|                         | 準備第1期 |   | 準備第2期 |   | 帰町期  |   | 本格復興期 |   | 本格復興期 |   | 本格復興期 |   |
| ① 健康診断、健康管理調査の充実・強化     | ■     | ■ | ■     | ■ | ■    | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ |
| ② 妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制     | ■     | ■ | ■     | ■ | ■    | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ |
| ③ ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 | ■     | ■ | ■     | ■ | ■    | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ |
| 町・県による検査                | ■     | ■ | ■     | ■ | ■    | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ |
| 町独自のホールボディカウンター配備       | ■     | ■ | ■     | ■ | ■    | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ |
| ④ 個人線量計の配布              | ■     | ■ | ■     | ■ | ■    | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ | ■     | ■ |

### (3) 放射線に関する情報提供、学習・理解の機会提供

放射線とそのもたらす影響については、専門的で難しいことも多く、そうしたわかりにくさが不安を増長させるもとにもなっています。心と身体の健康を維持・向上させる上では、放射線に関する正しい知識を身に付け、自分たちの健康は自らが守っていく能力を培うことが必要です。また今後、除染作業をはじめとする災害復旧・復興事業において、こうした知識を持つ人材の活躍も見込まれることから、これを後押しすることで雇用対策にもつながることが期待できます。

#### ① 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上

放射線に関する講演会などの実施を通じ、放射線に関する知識を取得する機会を数多く設けて、町民の知識・理解の向上を図ります。とくに、町民から問い合わせ・相談を受ける機会の多い町職員、教員、保育士などについては、より詳しい知識を付与することも検討します。また、いわゆる講演会形式のみならず、サークル活動などの一環として草の根的に学習を続けていく活動を支援するなど、さまざまな形で学習・理解を促進していきます。

なお、これらの実践にあたっては、原子力や放射線の専門知識を持ち、かつ樫葉町に関心を寄せてくれる町外の方々から支援を受け、「樫葉応援団」の一員として活動していただきます。こうした専門家などとのリスクコミュニケーションを継続して実施し続けることを通じて、町民が放射線のリスクをしっかりと理解し、自らの暮らし方を自分たちで判断する能力を身に付けていくことを目指します。

#### ② 放射線関連の資格創設・町民の取得促進

町の復興に町民自らが関わりを持ち、また雇用を確保するという観点からは、放射線に関する知識を役立てるための仕組みも必要です。各種技能訓練などを通じた資格の取得推進の一環として、とくに放射線関連の資格について町民が取得することを後押しします。

また、町独自の資格制度を創設し、一定の研修課程を終了した方に修了証などを発行するなど、参加者の学習意欲を高める取り組みも推進します。その際には、たとえば屋内の除染方法に関する技術・技能など、町民のニーズが高いと思われる事項に関する講習会なども実施します。

#### ③ 学校における放射線教育への取り組み

町の小中学校における理数教育の一環として、放射線に関する教育を実施します。こうした取

り組みを通じて、科学技術に関心を持つ子どもの成長を促し、ゆくゆくは稲葉町の新たな産業となる医療・研究分野を担う人材として育成します。

|                          | H24夏  |   |   | H26春  |   |   | H27春 |   |   |       |   |   |
|--------------------------|-------|---|---|-------|---|---|------|---|---|-------|---|---|
|                          | 準備第1期 |   |   | 準備第2期 |   |   | 帰町期  |   |   | 本格復興期 |   |   |
| ① 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上 | ■     | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ | ■    | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ |
| ② 放射線関連の資格創設・町民の取得促進     |       |   |   | ■     | ■ | ■ | ■    | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ |
| ③ 学校における放射線教育への取り組み      |       |   |   | ■     | ■ | ■ | ■    | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ |

(関連施策)

- 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供【2-4)(3)②】
- 林業基礎講座、除染作業講習会の開催【2-6)(2)②】

## 2-6) 安定した雇用の確保

安定した暮らしを取り戻す上で、日々の生活を支え、生きがいをもたらす仕事と収入の確保は不可欠です。失業・休業されている方々への就労支援、災害復旧・復興関連事業を活用した雇用の場の創出などを通じて、安定した暮らしのための雇用の確保に努めます。

施策と取組項目

| 施策               | 取組項目  |
|------------------|---|
| (1) 既存工場等の復旧・再生  | ① 南工業団地の再生<br>② 地場企業の復興<br>③ 南工業団地事業所従業員のための住居の確保 |
| (2) 技能訓練、資格取得の促進 | ① 各種技能訓練等を通じた資格の取得促進<br>② 林業基礎講座、除染作業講習会の開催       |

### (1) 既存工場等の復旧・再生

檜葉町のみならず周辺地域の大きな雇用の場であった南工業団地企業の早期帰還を促進して団地の再生を図ることは、町の雇用と将来の成長産業誘致や集積に向けて不可欠です。また、各種店舗などの個人事業を復興・再生させることも、町民の雇用・収入の確保のためには重要です。

#### ①南工業団地の再生

工業団地の再生を図るため、檜葉南工業団地連絡協議会とも連携し、徹底した除染を進め、経営者や従業員の安全安心感の醸成を図ります。

同時に、避難中の企業と密に連絡をとり、除染の進捗よくや除染結果等のきめ細かな情報を提供して帰還の意向等を確認します。やむを得ず帰還を断念される場合には、残された工場や土地を有効活用して新たな企業誘致を促進するような施策を、国・県に要望します。

#### ②地場企業の復興

避難のため休業を余儀なくされていた事業者の営業再開、避難先で営業していた店舗等からの再移転などについては、これを円滑に進めるための支援を検討し、復興基金の支援メニューなどとして提案し実現していきます。

また、製品の取引安定化、信用回復のためには、製品の検査を行い、安全性を確認・証明するような第三者機関による支援も望めます。そうした機関を誘致、あるいは町が独自設置することなども含めて検討し、風評被害の克服及び検査・証明費用の削減を支援します。

さらに、町内事業者が帰町に際して新たな業種への転換を図る場合には、専門家をアドバイザーとして派遣するなど、多様な選択肢の中からより有利な道を切り開いていけるよう支援していきます。

#### ③南工業団地事業所従業員のための住居の確保

事業所の復帰再開は、町の雇用、経済面に効果があるだけでなく、町の復興に対する大きな希

望の光となります。南工業団地への事業者の復帰には、従業員のための住居の確保が欠かせません。事業者の意見を聞き取りながら、安全・安心な従業員向け住居の確保を支援します。

|  | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|  | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 南工業団地の再生<br>団地内インフラの復旧・除染<br>帰還促進・新規企業誘致 | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ② 地場企業の復興<br>製品の風評被害対策                     | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ③ 南工業団地事業所従業員のための住居の確保                     | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |

## (2) 技能訓練、資格取得の促進

今後、本格的な災害復旧・復興が進展していく中で、建設・土木関連をはじめとするさまざまな職種において雇用の場が生まれると考えられます。また、「健康のまち檜葉」を追い求めていく上では、放射線や除染の知識・技術はもとより、幅広く医療・福祉・介護に関連した知識・技能を町民が取得し、これを活かしていくことが望まれます。

### ① 各種技能訓練等を通じた資格の取得促進

国の緊急雇用対策訓練などの制度を活用し、町民が各種技能訓練等を受けて就労に有利な資格を取得することを促進します。

### ② 林業基礎講座、除染作業講習会の開催

森林復興に向けて、林業基礎講座を実施するとともに、その応用講座として実際の除染作業講習会を実施します。これを通じ、檜葉町の豊かな森林の除染をより推進するとともに、木材供給とバイオマスエネルギーを連動させた新産業の創生に向けた人材の育成を目指します。

|                      | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|----------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                      | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 各種技能訓練等を通じた資格の取得促進 | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ② 林業基礎講座、除染作業講習会の開催  | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |

### (関連施策)

- ・ 就労相談、復旧・復興関連の雇用創出【1-1(4)①】
- ・ まちづくり会社の設立【第二章 3-1(4)】
- ・ 放射線関連の資格創設・町民の取得促進【2-5(3)②】

## 3. 暮らしやすさを追求する

### 3-1) 豊かな教育環境の充実

未来ある子どもたちのためには、安全・安心であると同時に、好奇心と知識欲をかきたてる魅力ある学校づくりが必要です。

近隣市町村と連携しつつ、小中学校の計画的再開やあり方の検討、健康・スポーツ教育の再生、高等教育機関の誘致などを通じ、豊かな心と身体を育む教育環境を充実します。

施策と取組項目

| 施策                 | 取組項目  |
|--------------------|---|
| (1) 魅力ある小中学校の再生    | ① 小学校統合も視野に入れた教育環境整備<br>② より魅力ある学習環境の整備           |
| (2) 高校などによる高等教育の充実 | ① アカデミー福島再生による国際人教育の推進<br>② 広域的連携による高校など高等教育機関の誘致 |

#### (1) 魅力ある小中学校の再生

町の小中学校は、避難先であるいわき市内に仮設校舎を建設し、当面その場所で教育を再開しています。子どもたちの帰町については慎重な判断が求められるため、町内にある小中学校の再開を急ぐことはせず、むしろこの間は、まちづくりなどとも連携した、より魅力的な学校づくりに取り組むことのできる機会ととらえます。

##### ① 小学校統合も視野に入れた教育環境整備

社会全体としての少子化傾向に加え、原子力災害の影響が町の子ども人口に大きな影響を与えることも予想されます。2つある小学校の統合を視野に入れつつ、子どもたちのより良い教育環境について、多くの町民のご意見をいただきながら検討していきます。

##### ② より魅力ある学習環境の整備

子どもに対する放射線の影響に対する心配を払拭し、魅力ある学習環境を整備していくことは、檜葉の子どもたちがもう一度町に戻って暮らしていく上での必須条件です。全天候型の運動施設、栄養バランスに配慮した健康に良い給食、子どもの特性に合わせた学力向上方策など、さまざまな方策について、その財源措置も含めて検討に取り組みます。

|                      | H24夏  |  |  | H26春  |  |  | H27春 |  |  |       |  |  |
|----------------------|-------|--|--|-------|--|--|------|--|--|-------|--|--|
|                      | 準備第1期 |  |  | 準備第2期 |  |  | 帰町期  |  |  | 本格復興期 |  |  |
| ① 小学校統合も視野に入れた教育環境整備 |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |
| ② より魅力ある学習環境の整備      |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |

## (2) 高校などによる高等教育の充実

震災前、町内には高校がなく、多くの子どもたちが双葉郡内の他町村もしくはいわき市内にある高校へと通っていました。その中には、Jヴィレッジを活動拠点としたJFA アカデミー福島の子どもと交流し、大きな刺激を受けた子どもたちもいます。しかし現在、双葉郡内の高校はすべて避難し、サテライト校で授業などを行っています。今後また子どもたちが双葉郡内で高校に進学できるよう、そのあり方を再検討することが必要です。

### ① アカデミー福島再生による国際人教育の推進

世界へ向けてはばたこうとする友人を持つことで、楡葉の子どもたちの目も世界へと向けられます。JFA アカデミー福島の再生を関係機関に要請するとともに、これに合わせて楡葉っ子をはじめ双葉郡内の子どもたちに対する国際人教育を推進していきます。

### ② 広域的連携による高等教育機関の誘致

双葉郡内の高校は、現在すべて避難先のサテライト校で授業などを行っています。双葉郡の子どもたちが住み慣れたふるさとで高校に通える環境を作り出すため、普通課程や工学等の専門課程を備えた県立高校の新設に向けて、国や県等に働きかけます。また、この高校と中学校とを一貫校とする中高一貫校化も視野に入れて検討していきます。

|                        | H24夏  |  |  | H26春  |  |  | H27春 |  |  |       |  |  |
|------------------------|-------|--|--|-------|--|--|------|--|--|-------|--|--|
|                        | 準備第1期 |  |  | 準備第2期 |  |  | 帰町期  |  |  | 本格復興期 |  |  |
| ① アカデミー福島再生による国際人教育の推進 |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |
| ② 広域的連携による高等教育機関の誘致    |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |

## 3-2) 福祉施策と子育て環境の充実

お年寄りや障がい者、子育て世代など、さまざまな立場の人がみな暮らしやすいと感じるまちをつくるのが大切です。

福祉施設の再開・新設支援、こども園の計画的再開、バリアフリーなまちづくり、遊び場づくりなどにより、福祉と子育ての環境を充実させます。

施策と取組項目

| 施策                                | 取組項目  |
|-----------------------------------|---|
| (1) 子育て支援等の環境整備                   | ① 次世代育成支援行動計画の見直し<br>② 子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備  |
| (2) 高齢者・障がい者の健康管理・ケア体制づくり・生きがいづくり | ① 障がい福祉計画等を見直し<br>② 生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備<br>③ 福祉・介護サービスの人材確保<br>④ 子ども施設と高齢者施設との併設<br>⑤ 誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり<br>⑥ シルバー人材センターの再開・活用 |

### (1) 子育て支援等の環境整備

町で子どもたちが元気に暮らし、次世代として育っていくことが、本当の意味での町の復興につながります。社会全体の少子化が進むなか、次のような取り組みを通じて子育て支援の環境を整備し、復興へとつなげていきます。

#### ①次世代育成支援行動計画の見直し

これまで楡葉町では、他市町村と同様に「次世代育成支援行動計画」を策定し、誰もが安心して産み育てることができる環境づくりやまちづくりを推進してきました。この計画は、震災1年前に見直したばかりですが、今回の災害の影響を踏まえ、この状況に対応した新たな計画の見直しを行います。

#### ②子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備

子どもの健やかな成長には、子どもたちが集い、のびのびと遊ぶことのできる「場」が欠かせません。まず、NPOやボランティアの協力を得て子どもの豊かな個性を育む遊びの場・機会を提供します。同時に、町に子どもの笑い声が戻ってくる日に向けて、子どもたちが利用しやすい公園づくりや、関連する既存施設等の有効活用のあり方などを検討し、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境の整備を進めます。

|   | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|---|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|   | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 次世代育成支援行動計画の見直し                                     |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備<br>避難先における遊び場の確保<br>町内の公園等の整備 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

(関連施策)

- ・ 家庭学習の支援【1-5)(1)①】
- ・ 子どもの医療費・検診費用の無料化【1-5)(3)①】
- ・ 子どもの心身の健康診査・相談の実施【1-5)(3)②】
- ・ 檜葉町独自の母子健康手帳の作成【1-5)(3)③】

## (2) 高齢者・障がい者の健康管理・ケア体制づくり・生きがいづくり

お年寄りや障がい者がそれぞれの役割を持ちながら元気に生き生きと暮らしていくことも、「健康のまち檜葉」の目指すべき大きな目標です。

### ①障がい福祉計画等の見直し

これまで策定していた「障がい福祉計画」「高齢福祉計画」「地域福祉計画」は、この災害の影響を踏まえて見直すことが必要です。本復興計画にある復興のためのさまざまな施策も反映しつつ、お年寄りや障がい者が健康に暮らしていくための計画としていきます。

### ②生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備

この災害により、町内にあった介護・障がい福祉施設も避難を余儀なくされていることから、その現況や意向を把握し、避難解除後の再開に向けた支援のあり方を検討するとともに、新規参入事業者の誘致・支援方策についても検討します。その際には、高齢者・障がい者が単に介護・ケアを受ける立場となるだけでなく、それぞれのできる範囲で支援側に回り、またさまざまなレクリエーションに参画するなど、互いに役割・やりがい・生きがいを持ちながら助け合って生き生きと生活できる環境、仕組みづくりを目指します。

### ③福祉・介護サービスの人材確保

今後の超高齢化社会を踏まえ、福祉・介護サービスの人材を確保することは、重要な課題のひとつです。関連人材の育成を支援する制度の活用などを図るとともに、上述のとおり高齢者であっても可能な範囲で支援側となり、役割を担う仕組みを構築していきます。

### ④子ども施設と高齢者施設との併設

学校・こども園が再開するまでの間は、これらの施設を高齢者など町民のために活用し、ゆくゆくは高齢者と子どもたちが触れ合いながら日々の生活を送る施設を目指して検討します。

### ⑤誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり

震災直前にとりまとめた第五次檜葉町勢振興計画では、地域福祉の充実を目指し、道路や公共

施設のバリアフリー化や、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を推進しています。災害からの復興に際しても、この考え方を踏襲し、誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくりを推進していきます。

⑥シルバー人材センターの再開・活用

元気な高齢者の力は、これからの檜葉町の復旧・復興に大きな役割を果たします。また、復旧・復興に携わっていただくことが、ふるさと再生を願う高齢者の生きがいにもつながります。南双地域シルバー人材センターを再開し、復旧・復興に関わるさまざまな事業の一端をシルバー人材に担っていただくための窓口として活用します。

|                             | H24夏  |  |       |  | H26春 |  |       |  | H27春 |  |       |  |
|-----------------------------|-------|--|-------|--|------|--|-------|--|------|--|-------|--|
|                             | 準備第1期 |  | 準備第2期 |  | 帰町期  |  | 本格復興期 |  | 帰町期  |  | 本格復興期 |  |
| ① 障がい福祉計画等の見直し              |       |  |       |  |      |  |       |  |      |  |       |  |
| ② 生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備 |       |  |       |  |      |  |       |  |      |  |       |  |
| ③ 福祉・介護サービスの人材確保            |       |  |       |  |      |  |       |  |      |  |       |  |
| ④ 子ども施設と高齢者施設との併設           |       |  |       |  |      |  |       |  |      |  |       |  |
| ⑤ 誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり     |       |  |       |  |      |  |       |  |      |  |       |  |
| ⑥ シルバー人材センターの再開・活用          |       |  |       |  |      |  |       |  |      |  |       |  |

(関連施策)

- 高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援【1-2)(1)②】

### 3-3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備

暮らしの再開には、買い物、通院をはじめ、毎日の生活を支えるさまざまなサービスも重要です。商業・医療・文化活動など、便利で心豊かな生活を営む上で必要な各種サービスを、手近なところで受けられる生活環境の整備を推進します。

施策と取組項目

| 施策                              | 取組項目  |
|---------------------------------|---|
| (1) 新たな商業ゾーンづくり                 | ① 共同型店舗の整備、商業ゾーンの発展   |
| (2) 予防医療、介護福祉も含めた総合的・先進的地域医療の確立 | ① 一次医療の再生、二次医療の充実強化<br>② 放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致<br>③ 放射線・被ばく医療研究者等の招へい |

#### (1) 新たな商業ゾーンづくり

今後は、高齢化の進展などを踏まえ、商店などが集まる利便性の高い「コンパクトなまちづくり」に取り組んでいくことが必要です。

##### ① 共同型店舗の整備、商業ゾーンの発展

町民が日々の買い物に便利さを感じるよう、商店、飲食店、住民サービス機能などの早期・効率的な営業再開を目指して、町と商工会や関係事業者とが連携・協議しながら制度資金、復興基金などを活用して、国道6号沿いの中溝・天神岬線沿いに共同店舗の整備を推進します。今後この共同店舗などを中核として、新しい中心街区・商業ゾーンに発展させていくことを目指します。

|                     | H24夏  |  |  | H26春  |  |  | H27春 |  |  |       |  |  |
|---------------------|-------|--|--|-------|--|--|------|--|--|-------|--|--|
|                     | 準備第1期 |  |  | 準備第2期 |  |  | 帰町期  |  |  | 本格復興期 |  |  |
| ① 共同型店舗の整備、商業ゾーンの発展 |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |

(関連施策)

- ・ 民間の各種サービス再開要請・支援【1-3) (1) ④】

#### (2) 予防医療、介護福祉も含めた総合的・先進的地域医療の確立

健康とは、単に心身の病がないという状態ではなく、日々の生活を元気で生き生きと暮らしていくことです。予防医療を取り入れ、介護福祉などと連携した地域医療を確立するとともに、低線量被ばくの健康影響に関する研究や最先端の放射線治療を総合的に推進することで、町民みんなが安心して健康に暮らす「健康のまち構築」を作り上げていきます。

##### ① 一次医療の再生、二次医療の充実強化

原子力災害に伴い、双葉郡内の医療は大きな打撃を受けており、医療体制の再構築が不可欠です。一次医療については、帰町に合わせて、震災前の医療機関に対し診療再開を働きかけ、これを支援します。一方、救急や二次医療の確保も重要であり、それらの誘致を目指していきますが、当面は、いわき市側との連携などといった医療圏域の変更と、いわき市の医療機関の充実、強化が望まれます。

地域医療の再構築は、町単独の問題ではなく、双葉郡全体として取り組むべきものであることから、郡内他町村と連携して、県と共により良い方策などの検討を進めます。

### ②放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致

放射線健康管理、放射線診断、放射線治療、放射線の影響に関する医療研究などの機能を備えた当地域への総合医療施設の整備について、福島県が復興事業として推進する『放射線治療研究拠点構想』に位置づけ、その誘致を目指します。この施設では、今後長年にわたり実施する県民の放射線影響調査、除染・廃炉に従事する作業員等の健康調査はもちろんのこと、先端的な放射線医療や高齢者の医療・介護などを行うとともに、予防医療・予防介護などの観点からも健康を守るためのさまざまな研究と実践に取り組みます。

### ③放射線・被ばく医療研究者等の招へい

放射線医療や被ばく医療に関する研究者や医療従事者で、中長期にわたる健康影響の把握や影響の早期発見に取り組んで治療につなげることのできる人材などを国内外含めて広く募集・招聘します。また、そうした人材が町で暮らしていけるようにするために、町をあげて住宅の確保などの支援を行います。

|  | H24夏  |       |     | H26春  |       |     | H27春  |       |     |
|--|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
|  | 準備第1期 | 準備第2期 | 帰町期 | 準備第1期 | 準備第2期 | 帰町期 | 準備第1期 | 準備第2期 | 帰町期 |
| ① 一次医療の再生、二次医療の充実強化<br>地元医療機関の再開要請・支援<br>一次・二次医療整備計画の検討<br>二次医療の確保要請 |       |       |     |       |       |     |       |       |     |
| ② 放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致  |       |       |     |       |       |     |       |       |     |
| ③ 放射線・被ばく医療研究者等の招へい  |       |       |     |       |       |     |       |       |     |

(関連施策)

- 心のケア（心の復興）対策【2-5）(1) ②】
- 健康管理システム（心と身体健康カルテ）の整備【2-5）(1) ④】

## 4. これまで・現在とは違う新しさを目指す

### 4-1) 檜葉新生プロジェクトの推進体制の整備

これまでとは違う町を目指して歩む道は、決して容易なものではありません。

新しい檜葉町を目指す各種プロジェクトをより効果的かつ着実に推進するため、まちづくり会社などの仕組みをつくとともに、新たな土地利用のあり方を検討するなど、必要な知恵・技術を結集します。

こうした取り組みは、この復興計画に掲げる施策全般に関わることでありますので、具体的な内容については別途、第二章3節に独立させて記載しました。

## 4-2) 風評被害の払拭

放射線への不安が広がり、楡葉町はもちろん福島全域が風評被害に苦しんでいます。

わかりやすい基準策定や科学的根拠に基づく風評抑止対策を国等に求めるとともに、検査・確認体制の整備、正確な情報発信を通じた理解促進・信頼向上に努め、風評被害を払拭します。

施策と取組項目

| 施策                 | 取組項目                 |
|--------------------|----------------------|
| (1) 草の根情報発信        | ① 滞在型・体験型ボランティアの受け入れ |
| (2) 国に対する風評抑止対策の要請 | ① 風評被害払拭への国等への取組要請   |

### (1) 草の根情報発信

町では、町で生活し仕事をするあらゆる人が安全で安心して過ごせるよう、きめ細かな取り組みを進めます。そうした取り組みと成果を全国に伝えて風評を払拭するためには、粘り強くさまざまな機会を通じて情報発信に努める必要があります。

#### ① 滞在型・体験型ボランティアの受け入れ

除染や食品の検査、放射線の影響を受けにくい暮らし方の推進などを通じて、町民が全国のどこよりも放射線に対して安全で安心して過ごせる町となるよう取り組みます。しかし、そうした取り組みや成果は、一般的な情報発信ではなかなか伝わらないと考えられます。そこで、滞在型・体験型ボランティアの受け入れを積極的に進め、放射線量の減少や生産物の安全確保への取り組みを実感していただき、それが広がることを期待します。

こうした地道な取り組みが楡葉応援団を増やし、ひいては、風評の払拭につながるものと考えます。

|                      | H24夏  |  |  | H26春  |  |  | H27春 |  |  |       |  |  |
|----------------------|-------|--|--|-------|--|--|------|--|--|-------|--|--|
|                      | 準備第1期 |  |  | 準備第2期 |  |  | 帰町期  |  |  | 本格復興期 |  |  |
| ① 滞在型・体験型ボランティアの受け入れ |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |

#### (関連施策)

- 放射線計測機器の配置【2-4)(2) ①】
- 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供【2-4)(3) ②】

### (2) 国に対する風評抑止対策の要請

原子力災害による風評は、広く全国・全世界に広がっています。その中には、科学的根拠もなく、単に福島県が産地であるということのみで不当な扱いを受けている例も少なくありません。とく

にこれまで安全確保のため設けられてきた各種基準値については、専門家によってもその評価が異なる場合があります、その根拠などが一般にはわかりにくいことから混乱も生じています。根拠のない風評被害をこれ以上拡大させないためには、こうした状況を解消することが必要です。

①風評被害払拭に向けた国等への取組要請

各種基準値は国が定めているものであることから、国に対し、その根拠などについてわかりやすい説明を求めています。また、製品取引などにおいて根拠のない風評被害を抑止するため、国のより一層の取り組みを要望していきます。

|                      | H24夏<br>▼ |           | H26春<br>▼ |           | H27春<br>▼ |  |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
|                      | 準備<br>第1期 | 準備<br>第2期 | 帰町期       | 本格<br>復興期 |           |  |
| ① 風評被害払拭に向けた国等への取組要請 |           |           |           |           |           |  |

### 4-3) 新しい産業による地域経済の発展

この災害により、これまで橘葉町を支えてきたさまざまな産業は大きな打撃を受けました。地域経済を立て直すためには、これら既存産業の再生とともに、産業構造の一大変革が必要です。

既存産業に加え、新たに医療・研究機関の誘致、再生可能エネルギーの導入、新しい農業のあり方に関する試験研究などを通じ、地域経済の核となる新しい産業を育成します。

施策と取組項目

| 施策                   | 取組項目  |
|----------------------|---|
| (1) 復興に伴う新規流入人口の受け入れ | ① 宿泊施設の復旧・確保<br>② 新たな居住者のための住環境整備   |
| (2) 新産業の創造・誘致        | ① 関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援<br>② 原子力防災・廃炉関連機関の誘致  |
| (3) 農林水産業の再生と新たな展開   | ① 農地の復旧と保全、農業の再生<br>② 植物工場の導入促進<br>③ 放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究<br>④ 鮭のふ化や鮎の飼育の再生<br>⑤ 生産基盤再構築のための家畜衛生維持向上  |
| (4) 再生可能エネルギーへの取り組み  | ① 農地を利用した太陽光発電事業の導入促進<br>② 風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進<br>③ 工業団地への再生可能エネルギー導入促進<br>④ 農業再生につながるバイオマス燃料製造 |

#### (1) 復興に伴う新規流入人口の受け入れ

復旧・復興事業や廃炉作業に携わる長期滞在者や新たな産業の従事者・双葉郡内他市町村からの長期避難者など新たな居住者のために、宿泊サービスの提供や住環境の整備を進めていきます。

##### ① 宿泊施設の復旧・確保

短期的な取り組みとして、除染やインフラ復旧の従事者向けに、サイクリングターミナルにて宿泊・飲食サービスの提供を行うと共に、町内の旅館・民宿等の再開を促します。

長期的には、廃炉の従事者、放射線や原子力に関連する技術者・研究者などを対象とした宿泊ビジネスの促進を図ります。

こうした取り組みにより、復興に伴う新規流入人口の受け皿となる宿泊施設を確保していきます。

##### ② 新たな居住者のための住環境整備

新たな産業に従事する従業員・研究者など、長期にわたってまちの復興に関わる方々や、しばらく元の住まいへ戻ることができない双葉郡内他町村からの長期避難者などについては、まちの

新たな住民として積極的に受け入れます。このため、新たな街並み形成の中で、これらの方々の受け皿となる住環境の整備を進めていきます。また、まちづくり会社を通じて、これらの方々へ空き家などを提供することも検討します。

|                   | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|-------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                   | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 宿泊施設の復旧・確保      |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 新たな居住者のための住環境整備 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

(関連施策)

- 家屋等の維持管理支援【1-4)(3)①】

## (2) 新産業の創造・誘致

これまで楡葉町では、多くの町民が原子力発電所の関連産業に携わり、町の財政基盤も原子力発電所の立地を前提としてきました。今後、原子力だけに頼らない町となっていくためには、復興特区制度や県が創設した企業立地補助金も活用しつつ、将来を見据えた新しい産業を育成することが急務となります。

### ① 関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援

楡葉町をはじめ、原子力発電所が立地する浜通り地方には、元々、さまざまな関連技術を持つ企業や技術者が存在します。こうした技術は、本格的に進められている除染や廃炉において、ロボット・遠隔操作、廃棄物処理、環境分析などへの活用・応用が見込まれ、町内に多くの関連企業や研究機関の立地が予想されることから、これを新生ならはの創造に活かすことが重要です。

このため、専門家による起業相談、技術情報や起業等にかかわる情報の交換・共有などにより、これら技術の習得・応用による起業化やベンチャー企業の育成を支援し、新しい産業の創造へとつなげていきます。

### ② 原子力防災・廃炉関連機関の誘致

原子力災害からの復興は、長期にわたる廃炉に向けた作業と密接な関連を持っています。原子力災害に苦しむ被災地としては、原子力防災の備えを充実させ、これを国内外へと展開していくことも、復興の大切な側面です。

また、廃炉の技術開発や推進などに中核となって取り組む機関は、その実践現場に置かれることが最も望ましいものと考えられます。このため、その中核を担う公的研究機関などの誘致を目指し、国・関係団体等に強く働きかけます。同時に、これらの機関等による原子力防災に関わる研究・実践も推進し、この災害体験をバネにした国内外への貢献を図ります。

なお、こうした取り組みにより、関連産業の集積はもとより、国際会議をはじめとする各種会議や研修、国内外からの視察などを通じて、多くの方が町へ訪れることも予想されることから、その地域経済への効果、人的交流による地域の活性化などが期待できます。

|                         | H24夏  |  | H26春  |  | H27春 |  |       |  |
|-------------------------|-------|--|-------|--|------|--|-------|--|
|                         | 準備第1期 |  | 準備第2期 |  | 帰町期  |  | 本格復興期 |  |
| ① 関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援 |       |  |       |  |      |  |       |  |
| ② 原子力防災・廃炉関連機関の誘致       |       |  |       |  |      |  |       |  |

(関連施策)

- 放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致【3-3）(2) ①】

### (3) 農林水産業の再生と新たな展開

町の農林水産業・畜産業は、地震津波・放射能汚染によって大きな被害を受けており、営農再開の見通しを立てられずにいるのが実情です。

今後は営農再開に向け農地の復旧・保全に取り組み再生を図るとともに、新しい農業にもチャレンジしていきます。

#### ① 農地の復旧と保全、農業の再生

稲作を中心とした町の農業の再生には、すでに集約化しほ場整備された農地をとくに集中的・早期に除染する必要があります。また廃業による耕作放棄地や津波被災地の農地は、集約化を図ることが必要です。これらについては、農業復興組合を組織化して、農業者の意向を把握し、それを尊重しながら計画的に進めていくこととします。またその際には、自給自足のため、もしくは毎日の生きがいとして農業に携わる方々の意向も尊重し、そのための農地確保も行います。さらに、バイオマス燃料となる菜の花等に作物転換することで早期の農業再開を図り、農地保全と農業者の生きがい確保につなげます。

農地の保全はもとより、放射性物質の農作物の生育への影響を調査するためには、早い時期に作付けを再開し、継続的に放射性物質の残留濃度を測定していくことも不可欠です。このようにして生産された農作物については、放射性物質に対する確実な測定監視体制を整備するとともに、農業生産工程管理手法(GAP)\*の導入やトレーサビリティシステム\*\*の構築を通じて、消費者に安全・安心な農作物として供給する体制を整えます。また、消費者と生産者との交流活動を進めることで、橋梁応援団の一員となっていただき、町の農作物に対する信頼回復に努めます。

#### ② 植物工場の導入促進

除染された農地とはいえ、生産された農作物は安全が確認されてもなお、消費者の安心感を得るには相当の時間を要し、市場での買い控えも予想されます。

\* 農業生産工程管理 (GAP : Good Agricultural Practice) : 農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

\*\* トレーサビリティシステム: 農産物や加工品などが、どこでどのように生産され、どのように移動し、どこで加工されたかなど、「移動を追跡・把握」できる仕組み。

そこで意欲的に町の農業の再生を目指すため、植物工場の導入を図ります。これは、現在普及している温室栽培と異なり、外界の土壌や水を使うことなく、光・温度・湿度・二酸化炭素、培養液などの環境条件を人工的に制御した施設の中で生産することから、放射性物質の影響を受けずに高品質な野菜などの通年生産が可能となります。また、農家や農業生産法人だけでなく建設業など多様な担い手が期待できるので、将来の新しい農業形態として積極的に推進を検討します。

なお、初期投資等が必要な施設型農業であることから、国の制度資金を活用したモデル事業に取り組みます。

### ③放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究

放射性物質の農作物への影響や土壌から放射性物質を除去する植物の研究、さらには放射線利用による農作物の品種改良・新品種開発など放射線と農作物に関わる幅広い試験研究・実証を行う調査研究機関の誘致に取り組みます。

こうした取り組みは、農家の廃業に伴う遊休耕作地の活用を可能とするほか、安全・安心な農作物の測定監視と消費者へのアピールにもつながることが期待できます。

### ④鮭のふ化や鮎の飼育の再生

鮭や鮎は檜葉町の重要な産業資源です。遡上する、あるいは棲息する木戸川などの川床の砂泥の汚染状況や除染の進行を見ながら安全性を確認するとともに、鮭や鮎への放射性物質の影響を十分調査した上で、増養殖施設や加工施設の再整備を行い、地域資源の回復を図ります。

### ⑤生産基盤再構築のための家畜衛生維持向上

町の畜産業については、避難と放射性物質の汚染により壊滅的なダメージを受けています。牛をはじめとする野生化した家畜等の捕獲やその後の措置、放牧地や酪農家の意向などを十分に把握すると共に、国・県の畜産関係の試験研究機関などの助言を得て、畜産業の再生に向けて取り組んでいきます。

|  | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|  | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 農地の復旧と保全、農業の再生<br>汚染状況の調査・除染<br>農地復旧<br>農業の再生  | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ② 植物工場の導入促進                                      | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ③ 放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究                           | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ④ 鮭のふ化や鮎の飼育の再生<br>水産業再生に向けたモニタリング<br>鮭のふ化事業の再開検討 | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ⑤ 生産基盤再構築のための家畜衛生維持向上<br>畜産業の再生<br>飼料作物の試験栽培     | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |

#### (4) 再生可能エネルギーへの取り組み

原子力発電に代わる新たなエネルギー産業の育成として、再生可能エネルギーの産業化について、可能性を検討します。

##### ① 農地を利用した太陽光発電事業の導入促進

太陽光発電事業はまとまった敷地面積を必要とします。そのため、既存の遊休農地や震災後の廃業による耕作放棄地、津波被害による耕作困難な土地の集約化と、規制緩和による農地転用を図るなど、太陽光発電事業の導入を促進します。

今後、適地調査や関係者のニーズ調査をはじめ電力会社の買い取り価格の設定を注視しながら、事業化の是非について検討します。

##### ② 風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進

今回の災害を受けて再生可能エネルギーに対する関心が強まる中、町内に豊富に存在する水資源、木質資源を活用し、エネルギーの地産地消を目指して技術開発・導入を検討します。

具体的には、これまで検討等を重ねてきた風力発電のほか、小水力発電、間伐材や農作物等を活用したバイオマス発電などの導入を検討し、採算性など事業性を模索していきます。

##### ③ 工業団地への再生可能エネルギー導入促進

再生可能エネルギー社会のシンボルとして、低炭素社会の実現への貢献として、楢葉南工業団地連絡協議会の協力を得ながら、太陽光発電や風力発電を団地内に設置し、エコ工業団地としてPRするとともに、電力の安定確保にも寄与するなど特徴をアピールします。

余剰電力の売電については、まちづくり会社が担うことも想定し、電力会社の買い取り価格を見ながら事業採算性を十分検討して、導入の是非を考えます。

##### ④ 農業再生につながるバイオマス燃料製造

町内に広がる豊かな農地を活用し、菜の花、綿花、ひまわり等の栽培による農業の再開・活性化を行うとともに、これらを活用したバイオマス燃料製造ビジネスの可能性を検討します。こうした取り組みにより、農業者の生活再建と生きがいの確保、さらには美しい景観の創出が期待されます。加えて、バイオマス燃料製造工場の誘致を検討し、新たな地域産業の創生と雇用創出につなげていきます。

|                             | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|-----------------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                             | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 農地を利用した太陽光発電事業の導入促進       |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ③ 工業団地への再生可能エネルギー導入促進       |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ④ 農業再生につながるバイオマス燃料製造        |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

## 4-4) 町外との新たな連携・交流

この災害では、これまでほとんど交流のなかった町外の方々からも、多くの温かいご支援をいただいています。

災害を契機に始まった新たな連携・交流などを通じて、町外にも多くの仲間・友だちを作り、互いに支え合い、励まし合い、協力し合う関係を構築します。

施策と取組項目

| 施策                    | 取組項目   |
|-----------------------|--|
| (1) 連携・交流促進の仕組み・機会づくり | ① 檜葉応援団の結成<br>② 交流人口の拡大<br>③ まちづくりの取り組み「ふくしま発」への参画<br>④ 全国やまゆりサミットの開催<br>⑤ 全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」<br>⑥ 復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり<br>⑦ 教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進 |
| (2) 観光産業の復活           | ① 観光施設等の再生・活性化<br>② 絆ツアー（仮称）の推進  |

### (1) 連携・交流促進の仕組み・機会づくり

避難生活を通じ、本当の豊かさや安全・安心は、連携や交流によってもたらされることを実感しました。警戒区域に指定されたという厳しい状況乗り越えて、帰町と復興を果たすためには、引き続き、より積極的に多くの人々との交流・つながりを広げることが不可欠です。

#### ① 檜葉応援団の結成

ボランティアや寄付をいただいた方々、その他町の復旧・復興に関わりをもってくださいなさまざまな方に、町民一人ひとりから感謝の気持ちを述べる機会を設けたり、お礼状の発送、感謝状の贈呈などを行うことで、感謝の気持ちを伝えます。

あらゆる機会を通じて、檜葉町のファンを増やし、「檜葉応援団」の一員となっただき、さらなる交流を深めます。

#### ② 交流人口の拡大

風評被害の払拭や震災復興促進のため、檜葉応援団など町への愛着や興味が深い方に対し、地域生活や観光・物産などについての正しい情報発信を行うとともに、体験旅行や滞在型交流活動などにより町の安全性をアピールします。また、県等との連携により、首都圏においてふるさと情報を提供するなど、やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民の方々も巻き込んで交流人口を拡大させ、定住・二地域居住につなげます。

#### ③ まちづくりの取り組み「ふくしま発」への参画

県では、全国各地で行われているまちづくりの取り組みの全国大会を「ふくしま発」として開催し、震災による避難や支援等で生まれた県内及び全国各地とのきずなを広く大きく育てていくとともに、震災からの復興を広くアピールし、元気を発信することとしています。町もこうした取り組みに積極的に参加します。

#### ④全国やまゆりサミットの開催

震災の年、町において全国やまゆりサミットの開催が計画されていました。この全国やまゆりサミットの会からは、震災後も温かい支援をいただいています。町では、町やまゆりの会を復活させて、やまゆり群生地を再生し、町の復興イベントの一環として是非とも全国やまゆりサミットを開催したいと考えています。

#### ⑤全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」

全国にも苗の育成・提供などの支援を呼び掛けて、花いっぱい運動を展開し、交流の輪を広げます。花いっぱい運動の一環として、天神岬に通じる道をはじめ町内各所での「桜のトンネル」づくりなどにも取り組みます。また、バイオマス燃料製造を目的とした菜の花・ひまわりなどの育成も、町内を花いっぱいとすることに一役買うことでしょう。

上記の全国やまゆりサミットなどの機会には、広く復興をアピールして町への風評被害を払拭するとともに、フラワーロードや桜のトンネルと併せて楽しんでいただき、新たな観光資源として、地域の魅力を高め、郷土への愛着を育むものとしていきます。

#### ⑥復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり

Jヴィレッジ再開に合わせ、復興祭などを開催します。復興祭の運営には、町民ボランティアを募るとともに「橋葉応援団」に参画を要請するなど、今後のさらなる復興に向けた力強い「ひとの輪」づくりにもつなげます。

また、復興祭を皮切りに、たとえば日本クラブユース選手権や全日本少年サッカー選手権など、地震・津波災害と原子力災害からの復興を内外にアピールするスポーツイベントの開催を招致します。橋葉町にゆかりの深いスポーツであるサッカーの日本代表のほか、Jリーグやなでしこリーグの合宿、公式戦、国際親善試合なども誘致して、幅広い層の関心を集め、町の復興、ひいては福島の復興を印象付けることを目指します。

#### ⑦教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進

福島県が実施予定とする「教育旅行誘致促進事業」と連携しつつ、教育旅行の体験メニューを充実させ、若者に対して県・町の魅力や素晴らしさをアピールします。また、県内学生と国内外の学生との交流を図り、さまざまな価値観の理解を促進することで、幅広い視野や国際感覚を身につけた若者を育成します。

|                              | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|------------------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                              | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 櫛葉応援団の結成                   |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 交流人口の拡大                    |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ③ まちづくりの取り組み「ふくしま祭」への参画      |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ④ 全国やまゆりサミットの開催              |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ⑤ 全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」   |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ⑥ 復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ⑦ 教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進      |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

(関連施策)

- 除染ボランティアの募集・受け入れ【2-1)(3) ①】

## (2) 観光産業の復活

町外との連携・交流を促進することは、地域における観光産業の復活にもつながります。多くの人々との交流・つながりが、地域経済にもメリットをもたらし、それがさらに幅広い交流やつながりに発展していくような、良い循環を目指すことが望めます。

### ①観光施設等の再生・活性化

櫛葉町には、木戸ダム・木戸川、海水浴場、天神岬など、豊かな自然がもたらした自慢の観光資源があります。これら資源を活用する各種観光施設について、帰町の時期も見込みながら復旧作業を進めるとともに、これからの時代にマッチした新たな観光産業に向けて活性化していきます。

### ②絆ツアー（仮称）

東日本大震災で被害を受けた各地では、被災地の現状を見て災害について学ぶとともに、被災地の住民と交流し、さらには被災地の特産物などを購入することで地元経済の復興にも役立てることを目的に、各種スタディツアーなどが実施されています。

櫛葉町においても、避難指示が解除された後には、こうしたスタディツアーとなる「絆ツアー（仮称）」を実施すべく、準備を進めていきます。これにより、地震・津波の災害と原子力災害による被害と、その後の苦しかった避難生活、さらには復興に向けた歩みとともに、櫛葉町の良さを国内外の多くの方々に知っていただくことが、より多くの方との絆の構築につながります。

|                           | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|---------------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                           | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 観光施設等の再生・活性化<br>観光施設の復旧 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 絆ツアー（仮称）の推進             |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

## 4-5) 「ふるさと檜葉」づくり

新しい檜葉町は、これからの世代のふるさとにもなっていくまちです。

私たちのふるさとである檜葉の「檜葉らしさ」を打ち出すため、景観づくりや祭り・イベント等の開催、町のシンボルづくりなどに取り組みます。

施策と取組項目

| 施策                  | 取組項目  |
|---------------------|---|
| (1) スポーツのまち檜葉の再生と振興 | ① Jヴィレッジの復興<br>② スポーツの促進  |
| (2) ふるさと檜葉の景観づくり    | ① 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備<br>② 桜のトンネルづくり<br>③ 木戸ダム・木戸川流域の再生<br>④ 町民農園の整備 |
| (3) 文化財の保全等         | ① 文化財の復旧支援<br>② 埋蔵文化財等の調査   |
| (4) 町のイベント、祭りの再生    | ① 町の各種イベントの復活・創設<br>② 追悼行事の開催<br>③ 伝統文化の継承                              |

### (1) スポーツのまち檜葉の再生と振興

震災前の檜葉町は、Jヴィレッジに象徴されるようにスポーツの盛んな町でした。健康で豊かな教育環境を再構築するためにも、スポーツのまち檜葉を再生し、スポーツ振興をますます推進していくことが必要です。

#### ① Jヴィレッジの復興

現在、福島第一原子力発電所事故の収束に向けた対応拠点となっているJヴィレッジは、町のシンボルです。このJヴィレッジの復興は、町民の精神的支柱となることに加え、雇用確保やイベント等による経済的効果も期待できます。

このため、町の復興に合わせてJヴィレッジを元の姿に戻し再生することを、関係機関に強く要望し実現していきます。また、Jヴィレッジ再開とともに町の復興祭を開催し、サッカー日本代表の合宿等を誘致するなど、災害からの復興を広くアピールします。

#### ② スポーツの促進

町民の健康とコミュニティを維持するため、関係団体からの協力も得つつ、さまざまなスポーツに取り組む機会を確保します。具体的には、震災前にも行っていた他地域との交流事業、スポーツ大会への参加などを推進します。この活動を通じて、檜葉の町民ががんばっている姿を国内外に発信していきます。

|             | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|-------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|             | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① Jヴィレッジの復興 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② スポーツの促進   |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

## (2) ふるさと楢葉の景観づくり

天神岬公園とそこから見下ろす海岸線や美しい農地、木戸ダムと木戸川の渓流、川を泳ぐ鮭・鮎などは、ふるさと楢葉を象徴する原風景です。これを、将来に向けた町のさらなる財産として、また、津波災害を後世に伝えるよう取り組みます。

### ①天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備

今後、緩傾斜方式による防潮堤整備や県道のかさ上げによる二線堤整備、海岸防災林の整備、津波浸水エリア辺縁への記念植樹（第三章5-3参照）などが進むことで、天神岬公園からは、後世に残る津波対策が一望できるようになります。

津波対策のビューポイントとして適切な場所を設定し、展望エリアの設置等に取り組みます。

### ②桜のトンネルづくり

花いっぱい運動の一環として、天神岬に通じる道をはじめ町内各所で「桜のトンネル」をつくれます。

### ③木戸ダム・木戸川流域の再生

木戸ダム、木戸川渓谷については、国に対して環境放射線モニタリング、除染などを求めつつ、豊かな自然の恵みを活用した観光資源としての再生に努めます。また、鮎や鮭の放流再開などを進め、一歩ずつ地道な努力を重ねて、ふるさと楢葉の景観を取り戻していきます。

### ④町民農園の整備

耕作放棄地などを含めた広い農地を活用して「町民農園」を整備し、多くの町民はもちろんのこと、町外から繰り返し訪れる方々に対しても、土とふれあう機会を提供します。これを通じて、魅力あふれるふるさととして、楢葉を多くの方々に愛されるまちにしていきます。

|                          | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|--------------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                          | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 桜のトンネルづくり              |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ③ 木戸ダム・木戸川流域の再生          |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ④ 町民農園の整備                |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

(関連施策)

- 全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」【4-4】(1) ⑤】

### (3) 文化財の保全等

文化財は、私たちの先人の足跡や文化を伝える貴重なものであり、失われてしまえば二度と取り戻すことができません。

#### ①文化財の復旧支援

地域の宝を保護し、継承するために、被災した文化財の災害復旧を支援します。

#### ②埋蔵文化財等の調査

復旧・復興に伴って計画されるさまざまな公共工事との調整を図り、先人が残した遺跡等の文化財調査に取り組みます。

|             | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|-------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|             | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 文化財の復旧支援  |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 埋蔵文化財等の調査 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

### (4) 町のイベント、祭りの再生

故郷を離れて、檜葉の根底に流れていた暮らし方や、歴史、文化の豊かさ、多くの行事や風物詩に自然の美しさが映えていたことなどが、あらためて認識されました。一度は失いかけたこれらの町の行事や伝統文化を再生し、後の世代に伝えていくことは、ふるさと再生に欠かせないものです。

#### ①町の各種イベントの復活・創設

町の風物詩として天神岬スポーツ公園で行われていた「あるこう会」など、町の各種イベントを復活させるとともに、新たなイベントも創設し、全国・全世界に向けた檜葉町の感謝の気持ちなどを発信していきます。

#### ②追悼行事の開催

東日本大震災と原子力災害に伴う避難などで亡くなられた方を追悼・慰霊する行事を催します。

#### ③伝統文化の継承

各地区が連携して地域の歴史・文化などを学ぶ取り組みや、後継者の育成も含めて伝統文化や民俗行事等を保存継承する活動を支援します。

|                  | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                  | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 町の各種イベントの復活・創設 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 追悼行事の開催        |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ③ 伝統文化の継承        |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

## 5. さらなる安全・防災を目指す

### 5-1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり

今回の災害では、堤防などのハード面の対策に頼るばかりでなく、ソフト面の対策もとても重要であることが浮き彫りになりました。地震・津波災害に対しては、こうした災害の教訓を反映して次なる災害に備えることが不可欠です。また、原子力発電所の事故は未だ完全に収束していないことから、今後とも国・事業者等に迅速かつ適確な対応を強く要望すると同時に、町としても住民の避難対策などに万全を期することが必要です。

防災に関する教育訓練や、地域防災計画や避難計画の見直し、緊急時の情報伝達手段の確立、消防体制の再構築などを行い、災害に強い人と仕組みを作ります。

施策と取組項目

| 施策                 | 取組項目   |
|--------------------|--|
| (1) 防災に関する各種計画の見直し | ① 地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し<br>② 津波避難計画の見直し<br>③ 広域避難計画の策定、協定等の締結<br>④ 広域避難に備えた重要情報資産の確保対策<br>⑤ 災害時要援護者避難計画の見直し<br>⑥ 物資の備蓄・調達計画の見直し<br>⑦ 山間部における林地崩壊時の避難計画の策定 |
| (2) 災害に強い人づくり      | ① 防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化<br>② 消防団の再構築<br>③ 実効性のある防災訓練の実施   |
| (3) 緊急情報伝達・広報体制の充実 | ① 緊急情報伝達の仕組みの再構築<br>② 町独自の観測システム、観測体制等の強化  |

#### (1) 防災に関する各種計画の見直し

東日本大震災では自然災害と原子力災害が同時に発生し、さまざまな災害対応・危機管理上の課題が明らかとなりました。そのため、国や県における検討及び計画の修正状況も踏まえつつ、町における計画の見直しに取り組みます。

##### ① 地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し

町では、住民や事業者、防災関係機関等の震災時の対応実態について調査・整理し、計画改定の基礎資料とします。なお、その際には、これまで各種の国や研究機関の調査に協力する形で、

今回の災害への対応や教訓情報をできるだけ発信しており、そうした調査研究成果も活用します。

そうした取り組みと並行して、住民代表、関係機関、各課管理職などからなる地域防災計画修正プロジェクトチーム（仮）を組織し、国・県の動向や全国各地の取り組み事例等も参考に、素案を作成します。策定した計画については、それをもとに町民向けパンフレットを作成するなどして、周知します。

なお、避難期間中における災害時の対応については、避難先の自治体の協力を得て、地域の危険性、避難地・避難路等の情報提供に取り組みます。また、仮設住宅などでは、自治会を中心に自主防災体制を構築し、近隣の自主防災組織等と連携した取り組みがなされるよう支援します。避難している消防団員などがある場合には、仮設住宅での警防活動や防火指導などに取り組むことも要請します。

### ②津波避難計画の見直し

津波避難計画の見直しは、次のように進めます。

まず、東日本大震災における津波の浸水状況を正確に調査することが重要であり、町民、研究機関等の協力を得て、浸水した痕跡の調査を実施します。次に、こうした資料と、県が実施する津波シミュレーションの結果をもとに、沿岸行政区住民参加による津波避難計画・防災マップの見直しや、町内における津波防災表示のあり方を検討します。

その後、避難訓練などによって計画等を検証したうえで、防災マップの配布、町内要所への津波防災表示板の設置等を実施します。津波防災表示板の設置や維持管理については、町民が参加することで、津波防災意識の向上にも寄与することが期待されます。

なお、津波避難対策については、後述する「津波防災地域づくり総合推進計画」を作成し、ハード対策ソフト対策の両面から推進します。具体的な内容は、「5-2) 災害に強いまちづくり」を参照してください。

### ③広域避難計画の策定、協定等の締結

広域の避難計画を作成するためには、今回の教訓を十分に生かすことが不可欠です。そうした観点から、まず、今回の避難先自治体などからも意見を聞いて、良かった点、改善すべき点などを整理します。その上で、締結済み協定の点検協議、必要に応じた協定の修正を行います。そして必要であれば、新たな広域避難先を選定し、新協定の締結に取り組みます。

なお、そうした協定が形がい化しないようにするために、定期的な情報交換や相互の防災訓練等への参加など、積極的な交流の機会を持つよう、取り組みます。

### ④広域避難に備えた重要情報資産の確保対策

今回の災害を教訓として、広域避難が必要な状況においても戸籍、住民記録、その他の重要な情報資産について、優先順位をつけながら、安全なバックアップ方策を検討し、実施します。

### ⑤災害時要援護者避難計画の見直し

今回の災害では、要介護の高齢者やその施設、障がい者などの緊急の避難支援や、避難先の確保に、さまざまな困難がありました。そうした実態を踏まえ、自主防災組織や福祉関係等の事業者・NPO団体等と適切に連携しながら、災害時要援護者避難計画の見直しと、個別計画の策定推進

に取り組みます。また、個別計画を定期的に更新できるような仕組みを構築します。

### ⑥物資の備蓄・調達計画の見直し

今回の災害では、水・食糧・物資・燃料の調達が困難な事態が発生しました。町内全域が避難するという状況も踏まえて、何をどのように備蓄・調達すべきか、また、高齢化が進む中でどのような品目の備蓄を強化すべきか、自動車用燃料の確保方策など、多くの課題があります。広域的な対応の観点も含めてあり方を検討し、効果的な備蓄・調達の仕組みを計画します。

### ⑦山間部における林地崩壊時の避難計画の策定

橋葉町は、町の約4分の3が森林です。今回の災害では、大きな土砂崩壊等は発生しませんでした。発生した場合に孤立状態となる危険性の高い集落があります。

そうした地域に対して、防災行政無線や衛星携帯電話の配備による情報通信の確保、水・食糧・燃料等の備蓄、簡易なヘリポート（広場）の整備などを検討します。

|                            | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|----------------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                            | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 津波避難計画の見直し               | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ③ 広域避難計画の策定、協定等の締結         | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ④ 広域避難に備えた重要情報資産の確保対策      | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  |       |  |  |  |
| ⑤ 災害時要援護者避難計画の見直し          | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  | ■    |  |  |  | ■     |  |  |  |
| ⑥ 物資の備蓄・調達計画の見直し           | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ⑦ 山間部における林地崩壊時の避難計画の策定     | ■     |  |  |  | ■     |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

## (2) 災害に強い人づくり

震災前、町には7分団・約250名の消防団と、4つの自主防災組織が編成されていました（組織率は約75%）。また、消防団の組織の無い山間部の行政区民により自衛消防隊が組織され、林野火災、地盤災害などについて定期的な危険箇所の巡回、町及び消防団と連携した初期消火訓練等を実施していました。そのほかに、婦人消防隊も結成されており、各分隊ごとに初期消火訓練、災害時の避難所運営の訓練を実施し、町及び消防団の補助的な役割を果たしていました。これらの組織、消防団員等は、今回の災害でも避難や救助に活躍しましたが、残念なことに、消防団員の尊い命が失われました。

今後、避難によってばらばらとなり、帰町の時期も必ずしも同じにはならないことが予想される状況のなかで、消防団及び自主防災の体制を再構築することが大きな課題です。

### ①防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化

防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化にあたって、まず取り組むべきことは、今回の災害における対応と課題について、町・関係機関・町民などから情報を集め、整理することです。さらに、その結果をもとに関係者が集まり、当面の対応策を構築する必要があります。

避難生活を送るなかで取り組むには、困難な面もありますが、緊急雇用の制度などを活用して情報の収集整理、聞き取り調査を行うことや、防災関係の調査・研究機関、大学の研究者などの協力を得るなどの方法も採り入れて、防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化に取り組みます。

### ②消防団の再構築

消防団の活動を再開するにあたっては、現在の消防団員の所在を確認して、帰町時期の意向などを把握し、帰町時には経験・技量・土地勘・コミュニティとのつながりのある消防団員の活動の再開を促し、消防団体制を再構築することが最も重要です。

また、被災した消防団の詰所や消防車、装備、備品などを整備します。

なお、帰町が始まる時点では、町民よりも原子力発電所の安全化対策や除染に関する関係者などの人数が多いといった状況も考えられます。そうした事業者等の協力を得て、機能別消防団員として地域で活動していただくことも検討します。

### ③実効性のある防災訓練の実施

災害に対して適切に対応するためには、行政・町民ともに、防災に対する意識・能力を向上しておくことが必要です。このため、地震・津波などの自然災害、原子力災害などを想定した防災訓練を実施して、今回の災害からの教訓を活かすとともに、まち全体としての災害対応能力を高めます。またその際には、訓練目的の明確化、訓練方法の工夫、訓練結果の評価などを通じて、防災訓練を、より実効性のあるものとしていきます。

|   | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|---|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|   | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化<br>仮設住宅自治会による防災訓練参加<br>自主防災組織の結成<br>帰町後の自主防災組織の再構築 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 消防団の再構築   |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ③ 実効性のある防災訓練の実施   |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

## (3) 緊急情報伝達・広報体制の充実

東日本大震災では、地震・津波に関する警報の伝達、原子力災害時の関係機関との情報連絡、避難等の意思決定にさまざまな困難が伴いました。とくに、原子力災害に関する情報は、事前に計画されていた情報経路が機能せず、福島第一原子力発電所の情報については、第二原子力発電所から寄せられたただけでした。町では、テレビからの情報と東電からの情報をもとに、震災の翌12日午前中に全町民避難を決断し、庁舎の気象観測データを参考に、南に位置するいわき市へ避難することを呼び掛けました。

こうした経験を踏まえて、次のような情報伝達広報や独自の観測の仕組みづくりに取り組みます。

### ①緊急情報伝達の仕組みの再構築

緊急情報の伝達及び広報の再建等にあたっては、まず、重要な基幹システムである町及び県の防災行政無線について、被害の状況等を調査し、早急に機能を確保します。その後、国・県の原子力防災体制の見直し等を踏まえて非常通信の伝達計画の見直しを行い、必要に応じた整備を進めます。

さらに町民各世帯に配布しているタブレット端末を活用し、緊急時の情報伝達の手段を確保します。

### ②町独自の観測システム、観測体制等の強化

緊急時における判断においては、町独自の観測情報等があることにより、さまざまな判断において大きな役割を果たします。今回の災害では、庁舎の気象観測データがその一つでした。今後、放射線モニタリングの観測はもとより、近年頻発している集中豪雨時の雨量、地震で地盤が弱くなったことに伴う土砂災害の発生情報など、さまざまな情報を集約することで、災害対応や避難の判断に役立てることが出来ます。

|                       | H24夏  |  |  | H26春  |  |  | H27春 |  |  |       |  |  |
|-----------------------|-------|--|--|-------|--|--|------|--|--|-------|--|--|
|                       | 準備第1期 |  |  | 準備第2期 |  |  | 帰町期  |  |  | 本格復興期 |  |  |
| ① 緊急情報伝達の仕組みの再構築      |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |
| ② 町独自の観測システム、観測体制等の強化 |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |

## 5-2) 災害に強いまちづくり

橋葉町では、堤防の高さをはるかに超える津波に襲われ、また避難に際して通行できない道路があり、激しい渋滞が起きました。このような教訓を踏まえ、避難道路等の体系化、堤防と道路による津波対策、津波被災地区の再生などにより、自然災害にも原子力災害にも強いまちづくりを目指します。

施策と取組項目

| 施策                       | 取組項目  |
|--------------------------|---|
| (1) 避難路・防災拠点等の体系的整備      | ① 広域的避難ルート of 体系的な整備<br>② 津波避難ルートの指定・整備<br>③ 原子力災害に備えた防災拠点の整備<br>④ 津波避難施設の整備                          |
| (2) 津波被災地区の再生・津波に強い地区づくり | ① 津波防災地域づくり総合推進計画の作成<br>② 堤防の復旧、緩傾斜堤の導入<br>③ 県道及びアクセス町道の復旧・整備<br>④ 海岸防災林の整備<br>⑤ 津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施 |
| (3) 災害に強く、計画的な土地利用の推進    | ① 水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備   |

### (1) 避難路・防災拠点等の体系的整備

この災害で橋葉町では、町外への広域避難を強いられました。しかし、常磐自動車道は通行止め、国道6号や整備途上だった浜街道も地震・津波で通行できない事態となりました。こうした中、避難に際して最後の命綱となったのが、国道6号と主要地方道いわき・浪江線を結ぶため町が整備を進めてきた「松ノ口・大坂線」です。南北に走る2つの道路をハシゴのように横につなぐ道路の有効性が実証されました。

また、地震・津波と原子力災害という複合災害の教訓からは、自然災害における避難場所の確保、原子力災害において被ばく線量を最小限にするための屋内退避施設の確保、そうした災害対応の司令塔となるべき行政庁舎の機能維持など、公共施設を中心とする防災拠点としての機能整備の重要性が改めて認識されました。

#### ① 広域的避難ルートの体系的な整備

災害時における避難や緊急輸送のためには、いくつもの経路を選択肢として持ち得るよう、ハシゴ状の道路整備を基本とした道路の多重化が不可欠です。そうした観点から、町内の避難所への避難及び町外への広域避難を想定し、次のような避難ルートの確保、信頼性向上に取り組みます。

- ・ 常磐自動車道に緊急開口部及び復興インターチェンジを整備
- ・ 常磐自動車道、国道6号、県道いわき・浪江線へのアクセス路の強化
- ・ 常磐道、国道6号の4車線化

- 浜街道の延伸（二線堤としても機能）
- 県道小堀上郡山線のバイパス整備

## ②津波避難ルートの指定・整備

津波避難ルートの原則は、まず少しでも早く高い場所に向かい、さらにより高い場所に向かって避難できる、というものです。そうした観点から、津波危険のある地域ごとに津波避難ルートを検討し、必要な整備に取り組みます。

現在、国においては自動車による避難のあり方なども検討されていることから、そうした成果も踏まえて、徒歩と自動車の避難動線を検討し、必要な整備を行います。

また、津波避難においては、高台に向かう簡単な階段や、幅の狭い通路も貴重な避難ルートとなります。夜間も含めて避難ルートとして分かりやすくしたり、手すりを付けて足腰の弱った方にも上りやすくするなどという工夫を、地域の方とともに検討し、細やかな対策に取り組みます。

## ③原子力災害に備えた防災拠点の整備

万が一に備え、町の北部に原子力災害に対応する多くの人員・資機材・車両などの集結スペースを確保した「原子力防災ゾーン」を用意し、平常時には関係機関の訓練などに活用します。また、橋葉南工業団地にオフサイトセンターが設置される（平成 26 年半ば予定）ことを受け、ヴィレッジに隣接し国道 6 号に面したエリアを、広域避難時の中継、医療・救護機能を備えた防災拠点として位置づけ、避難用車両のスペース確保、屋内退避施設などを配置します。

## ④津波避難施設の整備

橋葉町の地形の特徴として、海岸から比較的近い場所に高台があることが挙げられます。このため津波避難においては、まず、そうした高台に避難することが基本となりますが、津波が地震後すぐに襲来するなどして逃げ遅れた場合に備え、緊急的に避難する津波避難施設の指定・整備なども必要です。

たとえば、緊急的な避難に利用できる築山などの高台を設置したり、将来、津波浸水危険区域に建物は建設される場合には津波避難ビルとしての性能を備えるよう協力要請します。また、防災集団移転に伴い建築基準法の災害危険区域として指定される地域においては、建物を建築する際に津波避難ビルとしての性能を備えるよう誘導することを検討します。

|                    | H24夏  |  |  | H26春  |  |  | H27春 |  |  |       |  |  |  |  |
|--------------------|-------|--|--|-------|--|--|------|--|--|-------|--|--|--|--|
|                    | 準備第1期 |  |  | 準備第2期 |  |  | 帰町期  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |  |
| ① 広域的避難ルートの体系的な整備  |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |  |  |
| ② 津波避難ルートの指定・整備    |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |  |  |
| ③ 原子力災害に備えた防災拠点の整備 |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |  |  |
| ④ 津波避難施設の整備        |       |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |  |  |

### (関連施策)

- 公共施設の防災拠点機能整備 【2-2) (3) ①】

## (2) 津波被災地区の再生・津波に強い地区づくり

この災害で、楡葉町には10 mを超える高さの津波が襲来し、沿岸部の住宅、農地等は壊滅的な被害を受けるとともに、13名もの方々が尊い命を失いました。将来にわたってこのような被害が起きないようにすることは、災害を経験した私たちが取り組むべき大きな課題です。

### ①津波防災地域づくり総合推進計画の作成

福島県による津波浸水想定をもとに、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「楡葉町津波防災地域づくり総合推進計画」を策定します。この計画では、次のような事項を定め、事業の推進を図ります。

- ・ 災害に強いまちづくりに向けた基本方針、推進計画区域の設定
- ・ 海岸保全施設、津波防護施設<sup>\*</sup>等の整備
- ・ 市街地の整備改善の事業
- ・ 避難路・避難施設等の整備

具体的には、恒久的に津波に強いまちづくりの実現に向けて、想定する津波に応じて次のような対策を実施します。

- ・ 明治三陸タイプ地震規模の頻度の高い津波に対しては、人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守るため、沿岸部の景観に配慮しながら、粘り強い構造の海岸保全施設等により沿岸部及び、木戸川、井出川等沿川の防災を強化します。
- ・ いつかは起こりうる可能性のある最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設等と一体的に海岸防災林を整備するとともに、浜街道（県道広野・小高線）の盛土、避難路、避難施設の整備などのハード施策に加え、避難計画や防災教育などのソフト施策を総動員する「多重防御」の考え方で減災に取り組みます。
- ・ 津波被災地区については、再度津波の被害を受けまいよう、防災集団移転促進事業を活用しながら浸水区域外への移転を促進し、コミュニティの再構築を図ります。
- ・ 東日本大震災をはじめとする過去の災害からの教訓や知見を後世に引き継ぎ、災害に強い地域を形成していくため、避難目標となる緑地・緑道及びその管理用道路等において、防災の思想を場所に刻み込み、文化として定着を図ります。

### ②堤防の復旧、緩傾斜堤の導入

津波で大きく被災した防潮堤は、推進計画にもとづいて整備することとなります。県による検討の結果、楡葉町沿岸では、8.7 mの高さの堤防整備が行われることとなりました。

この堤防整備にあたっては、津波被災地区住民の従前の堤防への不安の声、新たな海辺との関係性を構築することによる津波・高潮災害への意識の醸成、および国による河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の考え方<sup>\*\*</sup>などを踏まえて、南地区浄化センター以北については、緩傾斜堤

\* 「津波防護施設」とは、津波浸水想定を踏まえ津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理する盛土構造物、閘門、護岸及び胸壁（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設であるものを除く。）をいう。

\*\* 国土交通省水管理・国土保全局「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」平成23年11月

としての復旧・整備を県に要請します。河川の護岸についても、必要なかさ上げ等の実施を県に要請します。

### ③ 県道及びアクセス町道の復旧・整備

津波・地盤変動により大きな被害を受けた浜街道については、津波に対する二線堤としての役割も持たせ、津波被災箇所をかさ上げして木戸川の右岸河口に整備する海岸防災林、緩傾斜堤と一体的に整備することを県に要請します。また、それに伴って、浜街道に接続する町道の整備を行います。

### ④ 海岸防災林の整備

県による防潮堤の整備は数十年から百数十年の頻度で発生する規模の津波を想定したものであり、それを超えるような津波に対しては、道路等による二線堤や海岸防災林などの多重防御により内陸部への浸水被害などを抑制する「減災」対策によって対応することとなっています。

町では、緩傾斜堤と海岸防災林を一体的に整備する「減災」対策が重要と考えており、福島県防災緑地計画ガイドライン（平成 24 年 11 月）に沿って取り組むこととします。

### ⑤ 津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施

町内では、波倉地区、下井出地区、北田地区、山田浜地区、前原地区に大きな津波被害が発生しており、復興計画の検討と並行して、これらの各地区・集落毎に町との意見交換の場を持ち、地区別の再生方針を話し合っています。

今後さらに、防災集団移転促進事業を活用した移転、個別移転などを中心に、「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画区域」（推進計画区域）の設定も踏まえて話し合いを進め、津波被災地区のコミュニティ維持・再生等に配慮した地区再生に取り組みます。

|                        | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |  |  |  |       |  |  |  |
|------------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|--|--|--|-------|--|--|--|
|                        | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |  |  |  | 本格復興期 |  |  |  |
| ① 津波防災地域づくり総合推進計画の作成   |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ② 堤防の復旧、緩傾斜堤の導入        |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ③ 県道及びアクセス町道の復旧・整備     |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ④ 海岸防災林の整備             |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |
| ⑤ 津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施 |       |  |  |  |       |  |  |  |      |  |  |  |       |  |  |  |

## (3) 災害から町を守るための森林整備

町の西側に広がる山林は、土砂の流出を防止する重要な役割を担うとともに、町に豊かな水をたたえる河川の源となっていますが、災害により、放射性物質で汚染されてしまいました。災害に強いまちづくりのため、そして、私たちが享受する水を守るためにも、町の山林を後世まで大切に、保全していく取り組みが求められます。

①水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備

町の西側に広がる山林については、本来、徹底した除染が望まれますが、実現には新たな技術開発などを待つ以外に有効な方策がないというのが実情です。そこで次善の策として、放射性物質を含む土砂等の流出や風倒木の発生を可能な限り抑止することが考えられます。そのためには間伐や搬出といった森林を守るために必要とされている活動、土砂の流出を防止する取り組みが有効と考えられます。国・関係機関に対しては、除染と並行して、そうした活動に取り組みやすくするための環境を整備し、森林を守る取り組みへの支援を要望していきます。

また、生息する動植物を長期間にわたって保護・観察するエリアなどを設定して保存することにより、モニタリングを継続しつつ放射性物質の移動や影響を解明するための基礎とすることや、その結果をわかりやく町民に伝えるよう、国等の関係機関に要請します。

|                         | H24夏 ▼ |  | H26春 ▼ |  | H27春 ▼ |       |
|-------------------------|--------|--|--------|--|--------|-------|
|                         | 準備第1期  |  | 準備第2期  |  | 帰町期    | 本格復興期 |
| ① 水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備 |        |  |        |  |        |       |

(関連施策)

- 土地利用方針【第二章 2-1】

## 5-3) 災害教訓の伝承・発信

私たちは、震災のつらく苦しい経験を決して無駄にすることなく、今後の防災・安全対策に活かさなければなりません。町民だけでなく、国内外の安全・安心な暮らしを守るためにこの災害を記録し、津波災害・原子力災害の教訓として伝承・発信します。

施策と取組項目

| 施策                   | 取組項目   |
|----------------------|--|
| (1) 災害の記憶・教訓の見える化    | ① 津波浸水エリア辺縁への記念植樹<br>② 津波高・浸水高のまちなか表示<br>③ 避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承                           |
| (2) 災害・復興記録のとりまとめ、伝承 | ① 町と町民に関する災害対応記録の継続的収集<br>② 災害記録誌の発行、復興情報の発信<br>③ まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）づくり<br>④ 原子力災害教訓伝承施設の誘致 |

### (1) 災害の記憶・教訓の見える化

災害の記録や教訓は世代を超えて伝承していくことが必要です。そのためには、災害の記憶・教訓の見える化が有効です。ただし、経験者にとっては、それがつらい記憶であることも多いので、そうした点にも気を配りつつ、誰にでも分かりやすいものとしていくことが望まれます。

#### ①津波浸水エリア辺縁への記念植樹

津波浸水エリア辺縁への記念植樹の実施を検討します。この範囲は、次に地震があった場合に津波から避難しなくてはならない大事な目安となります。地権者や近隣にお住まいの方の意向も伺いながら、町民による維持管理の仕組みづくりなどとも合わせて取り組みを進めます。

#### ②津波高・浸水高のまちなか表示

襲来した津波の高さを実感するためには、目に付きやすい場所に、それぞれの場所での津波高・浸水高などを表示することが有効です。100年先にも残るような表示の方法や設置場所を検討します。

#### ③避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承

今回の原子力災害からの避難では、町道「松ノ口・大坂線」が整備されていたことが、重要な役割を果たしました。そうした教訓は形として残りにくく、失われがちです。今後、原子力防災に関する視察への対応も踏まえ、原子力災害からの避難において道路の多重化が重要といった教訓を伝えていきます。

|                           | H24夏  |  |  |  | H26春  |  |  |  | H27春 |   |   |   |       |   |   |   |
|---------------------------|-------|--|--|--|-------|--|--|--|------|---|---|---|-------|---|---|---|
|                           | 準備第1期 |  |  |  | 準備第2期 |  |  |  | 帰町期  |   |   |   | 本格復興期 |   |   |   |
| ① 津波浸水エリア辺縁への記念植樹         |       |  |  |  |       |  |  |  | ■    | ■ | ■ | ■ |       |   |   |   |
| ② 津波高・浸水高のまちなか表示          |       |  |  |  |       |  |  |  | ■    | ■ | ■ | ■ |       |   |   |   |
| ③ 避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承 |       |  |  |  |       |  |  |  | ■    | ■ | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ | ■ |

(関連施策)

- ・ 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備【4-5(2)①】

## (2) 災害・復興記録のとりまとめ、伝承

過去に例のない地震津波災害と原子力災害との複合災害の経験と、これからの復興への取り組みを記録して情報発信していくことの重要性は言うまでもありません。正確な記録の作成、それらをもとにした効果的な情報発信を目指します。

### ① 町と町民に関する災害対応記録の継続的収集

今回の災害については、さまざまな情報を記録する取り組みが全国で進められています。町もそうした取り組みを進める研究機関等と連携しながら、職員・町民等からの聞き取り調査をはじめとする、町だからこそできる情報収集・提供などに取り組みます。

また、これから直面するさまざまな未知、未経験の生活再建や心のケアなどについて、継続的に記録します。

### ② 災害記録誌の発行、復興情報の発信

今回町が作成する記録は、国内外から注目されるものとなります。今後の原子力防災対策を検討する際の資料として利用されることも踏まえ、正確性も求められます。災害発生後の応急対応と避難生活、帰町への段階を記録として取りまとめます。

また、学校用教材、自主防災組織育成用教材、ホームページを通じた災害記録の発信などにも活かします。

### ③ まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）づくり

現在、各地で原子力防災対策の見直しが検討されています。町では、今回の災害対応の記録などをもとに、視察の要請などに応じていくことも、重要な責務と考えられます。そのためには、一定の講習・研修のできる環境、資料等の展示や保管、的確に質疑応答のできる人材、生の声で災害を伝える語り部などが必要となります。

町の中で見ることでできるさまざまな災害の跡や公共施設の空きスペース等を組み合わせ、また、人材は町民や事業者の協力を得るなどして、町中の人・もの・情報の資源を活用した「まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）」を運営することを検討します。また、既存の資料館などを活用して、被災経験とそこから得られた教訓を将来にわたって伝える貴重な資料の収集・蓄積に努めます。

#### ④原子力災害教訓伝承施設の誘致

国内では過去に例のない原子力災害の教訓は、国内外に向け、世代を超えて語り継ぐことが必要です。そしてその役割は、まさに地震・津波を引き金として放射性物質の放出を引き起こした原子力発電所の立地する、浜通り地方が担うべきと考えます。今後、国・県などに対し、この災害の教訓を伝承する施設の設置を強く働きかけるとともに、双葉郡内の広域的な連携の下、誘致に取り組みます。

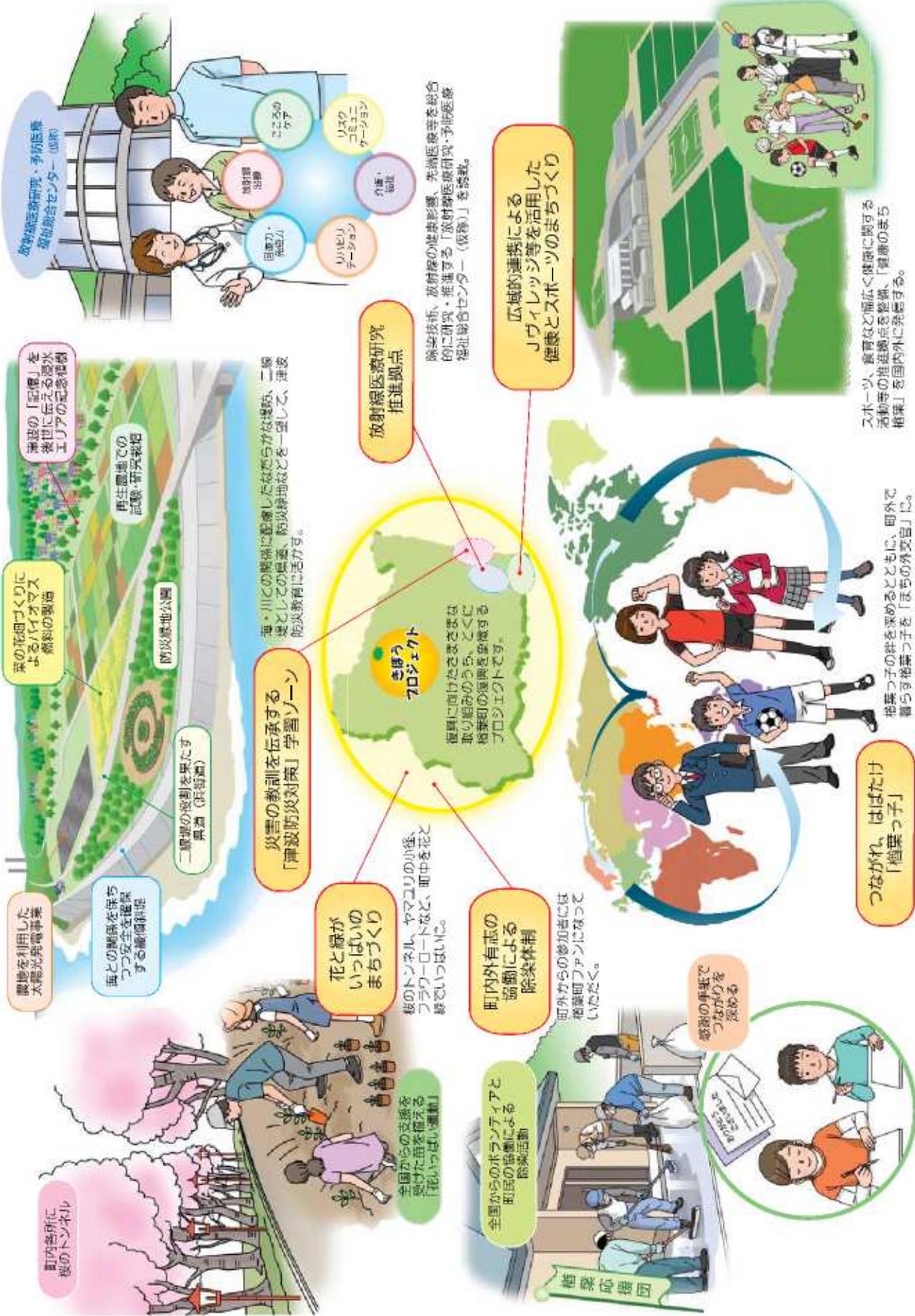
|  | 準備第1期 |   |   | 準備第2期 |   |   | 帰町期 |   |   | 本格復興期 |   |   |
|--|-------|---|---|-------|---|---|-----|---|---|-------|---|---|
| ① 町と町民に関する災害対応記録の継続的収集                       | ■     | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ |
| ② 災害記録誌の発行、復興情報の発信<br>災害記録誌のとりまとめ<br>復興情報の発信 |       |   |   |       | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ |
| ③ まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）づくり                     |       |   |   |       |   |   | ■   | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ |
| ④ 原子力災害教訓伝承施設の誘致                             |       |   |   |       | ■ | ■ | ■   | ■ | ■ | ■     | ■ | ■ |

# きぼうプロジェクト



復興に向けたさまざまな取り組みのうち、とくに檜葉町の復興を象徴するものを「きぼうプロジェクト」と位置づけました。みんなで夢と希望をもって復興へ取り組んでいくためのシンボルとします。

| プロジェクト                           | 概要  | 関連施策（取組項目）   |
|----------------------------------|---|--|
| 災害の教訓を伝承する「津波防災対策」学習ゾーン          | <ul style="list-style-type: none"> <li>海・川との関係に配慮した堤防（緩傾斜堤）、二線堤としての県道、防災林、記念公園などの津波防災対策を推進し、これらを上から一望できる天神岬を観光や津波防災教育などに活かす。</li> <li>津波浸水範囲の外縁に植樹を行うことで、今回の津波の大きさを伝えることもできる。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の復旧、緩傾斜堤の導入【5-2)(2)②】</li> <li>県道及びアクセス町道の復旧・整備【5-2)(2)③】</li> <li>海岸防災林の整備【5-2)(2)④】</li> <li>天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備【4-5)(2)①】</li> <li>農地の復旧と保全、農業の再生【4-3)(3)①】</li> <li>農地を利用した太陽光発電事業の導入促進【4-3)(4)①】</li> <li>農業再生につながるバイオマス燃料製造【4-3)(4)④】</li> </ul> |
| 花と緑がいっぱいのまちづくり                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>桜のトンネル、ヤマユリの小径、フラワーロードなど、町中を花と緑でいっぱいにする。</li> <li>花、苗木については、全国に協力を呼び掛けると同時に、避難生活を送る町民にも栽培を依頼して生きがいづくりの一環とする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>桜のトンネルづくり【4-5)(2)②】</li> <li>全国へ苗の支援などを呼び掛ける「花いっぱい運動」【4-4)(1)⑤】</li> <li>全国やまゆりサミットの開催【4-4)(1)④】</li> <li>避難生活の健康維持と生きがいづくり【1-1)(2)②】</li> <li>農業再生につながるバイオマス燃料製造【4-3)(4)④】</li> </ul>  |
| 町内外有志の協働による除染体制                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>除染技術の講習会をセットにした、町民や町外の有志によるボランティア除染コースを設定、多くの協力者を募る。</li> <li>町外からの参加者に対しては、各地からのツアーなどの形で廉価な交通手段や宿泊施設の提供、準町民認定・感謝のハガキ送付などを通じて、檜葉応援団になっていただく。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>除染ボランティアの募集・受け入れ【2-1)(3)①】</li> <li>除染に必要な作業用具等の配備【2-1)(3)②】</li> <li>放射線関連の資格創設・町民の取得促進【2-5)(3)②】</li> <li>滞在型・体験型ボランティアの受け入れ【4-2)(1)①】</li> <li>檜葉応援団の結成【4-4)(1)①】</li> </ul>   |
| つながれ、はばたけ「檜葉っ子」                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難している子どもたちに、これまでの友だちと集う機会をつくり、檜葉の子どもたち（檜葉っ子）の絆を深める。</li> <li>町の外で暮らす檜葉っ子を「まちの外交官」と位置づけ、新しい友だちづくりなどを通じて、檜葉を知り檜葉を愛する人々の輪を広げていく。</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生等の交流事業【1-5)(2)①】</li> <li>新たな就学支援【1-5)(1)②】</li> <li>より魅力ある学習環境の整備【3-1)(1)②】</li> <li>アカデミー福島再生による国際人教育の推進【3-1)(2)①】</li> <li>教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進【4-4)(1)⑦】</li> </ul>  |
| 広域連携によるJヴィレッジ等を活用した健康とスポーツのまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>Jヴィレッジを復興し、町総合グラウンドなども活用しつつ、近隣市町村と連携を図りながら、スポーツ、食育など幅広く健康に関する研究・教育・活動等を推進する拠点機関として整備する。</li> <li>その活動を通じて、「健康のまち・檜葉」を国内外に発信し、多くの国・地域などと交流を深める。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>Jヴィレッジの復興【4-5)(1)①】</li> <li>スポーツの促進【4-5)(1)②】</li> <li>復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり【4-4)(1)⑥】</li> <li>健康づくり事業の推進【2-5)(1)⑤】</li> <li>健康づくりに関する人材の育成・確保【2-5)(1)⑦】</li> </ul>  |
| 放射線医療研究推進拠点                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線の測定技術や除染技術、健康影響、先端医療等について総合的に研究・推進し、町民・県民、関係者の健康管理に役立てるとともに最先端医療を受けられる機関として「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）」を誘致する。</li> <li>このセンターでは、放射線に関するリスクコミュニケーションや心のケアなども行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致【3-3)(2)②】</li> <li>放射線・被ばく医療研究者等の招聘【3-3)(2)③】</li> <li>放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究【4-3)(3)③】</li> <li>専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上【2-5)(3)①】</li> </ul>  |



放射線医学研究・予防医療  
施設総合センター (ORF)

放射線  
出射

回復力・  
免疫力

リハビリ  
テーション

介護・  
福祉

リスク  
コミュニケーション

こころの  
ケア

放射線医療研究  
推進拠点

除染技術、放射線の健康影響、先端医療等を総合的に研究・推進する「放射線医療研究・予防医療施設総合センター（仮称）」を稼働。

広域的連携による  
「グレイッジ等を活用した  
健康とスポーツのまちづくり

スポーツ、教育など幅広く健康に関する活動等の推進拠点を整備、「健康のまち構築」を国内外に発信する。

英の花畑づくりによるバイオマス燃料の製造

再生農地での試験・研究栽培

防災緑地公園

二層壁の役割を果たす異質（圧荷重）

震との耐震を保ちつつ安全を確保する断層非対応

震災の教訓を伝承する「津波防災対策」学習ゾーン

海・川との関係に配慮した自然豊かな緑地、二層壁としてこの島通、防災緑地などを一望して、津波防災教育に活かす。

花と緑が  
いっぱい  
まちづくり

桜のトンネル、ヤマユリの小径、フラワーロードなど、町中を花と緑でいっぱい。

町内外有志の  
活動による  
除染体制

町外方からの参加者には、裾野町ファンになっていただく。

つながれ、はばたけ  
「植葉っ子」

植葉っ子の絆を深めることも、町外で暮らす植葉っ子を「まほの外交官」に。

町内各所に  
桜のトンネル

全国からの支援を受けたまちづくり「花いっぱい運動」

全国からのボランティアと町民の協働による除染活動

植葉応援団

感謝の手紙でつながりを深める



檜葉町 花・木・鳥



町の花:やまゆり



町の木:すぎ



町の鳥:うぐいす